平成２８年（フ）第８０号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地462
債務者　荒井　定夫
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　基弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５９１号
埼玉県ふじみ野市西２丁目７番15号　香取ビル302号
債務者　稲富　秀彦
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４７号
北海道苫小牧市字高丘６番地の32　公住１－501
債務者　脇本　千尋
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３７１号
宮崎市大字内海1110、住民票上の住所宮崎市城ケ崎２丁目12番地８
債務者　岩上　浩平
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９０号
宮城県大崎市古川江合本町１丁目１番57号ユートピア江合Ｂ棟７号
債務者　石森　範子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１５６１号
さいたま市西区大字佐知川1292番地２　佐知川ガーデンハイツ　101
債務者　伊佐間晴美（旧姓芳賀）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
千葉県山武市木原237番地６
債務者　加藤　幸夫
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１号
千葉県大網白里市大網68番地２　トミーハウス鹿島ガーデン３　１号室
債務者　藤田　康彦
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３０５号
金沢市金市町ハ36番地６
債務者　二羽　幸恵
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１２号
金沢市寺町５丁目５番52号
債務者　森元　　忍
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
石川県羽咋郡宝達志水町森本ヨ24番地、住民票上の住所石川県羽咋郡宝達志水町今浜ヘ380番地３　サンコーポラス押水１号棟403号室
債務者　小谷内修一
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第２１４号
長野県松本市波田5167番地１
債務者　横山　明美
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第８１号
長野県飯田市鼎一色452番地１
債務者　松本　和美
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第８５号
長野県飯田市鼎一色22番地12
債務者　朝本英子こと　尹　　英子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第７８号
岐阜県美濃加茂市本郷町２丁目10番28号ゴールデンハイツ306号室、前住所岐阜県多治見市西坂町４丁目40番地
債務者　井上　英威
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第４９号
岐阜県高山市新宮町847番地32
債務者　津田　明典
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１７１４号
愛知県半田市瑞穂町６丁目６番地の５ビューテック㈱衣浦第２社宅202号
債務者　本田　　透
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部